

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の改正（案）の概要

1. 規則改正の趣旨

神戸市立小磯記念美術館では、特別展・企画展を開催しています。近年の特別展の観覧料を考慮し、神戸市立小磯記念美術館条例施行規則（令和2年3月規則第94号）第4条第2項に規定する定期券（ミュージアムカード）の料金について、改定を行うことを検討しています。つきましては、神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の改正に関する意見公募を行います。

※定期券（ミュージアムカード）とは、発行日より1年間有効で、特別展を含むすべての展覧会を何度でも観覧できるカードのことです。

2. 改正の概要

第4条第2項の表に記載する定期券の料金を、以下のとおり改定します。

【現行】

| 区分 | 料金 |
|-----|--------|
| 大学生 | 750円 |
| 一般 | 1,500円 |



【改正案】

| 区分 | 料金 |
|-----|--------|
| 大学生 | 1,000円 |
| 一般 | 2,000円 |

3. 施行予定日

令和7年4月1日